

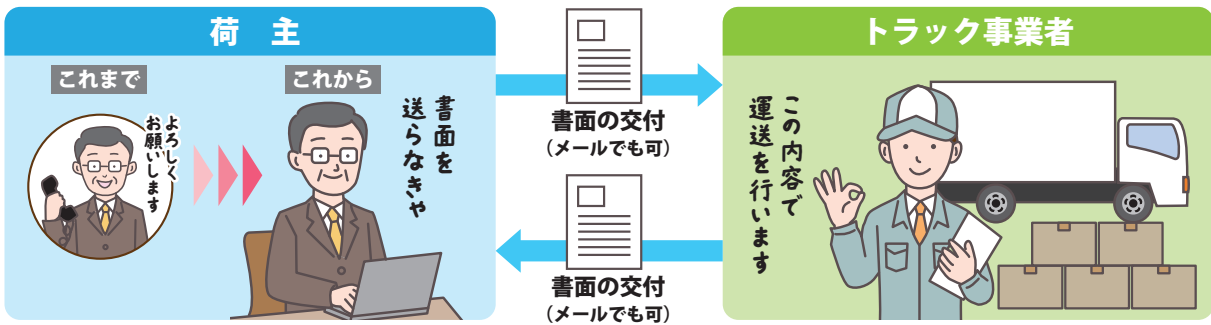
運送契約締結時の書面交付義務化



運送契約を書面化しよう



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス(附帯業務等も含む)の内容やその対価等について記載した**書面の交付が義務付け**られます。



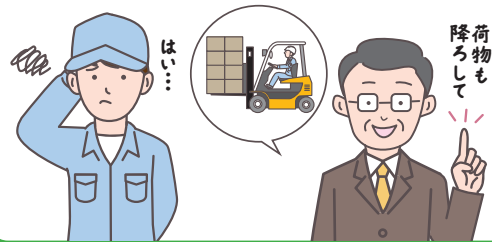
※書面交付は、**荷主・トラック事業者双方**に義務付けられます。
 ※トラック事業者が利用運送を行う場合も書面交付が必要です。(裏面を参照)

書面化によるトラック事業者のメリット

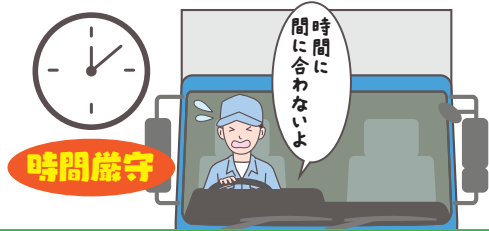
適正な運賃・料金の收受



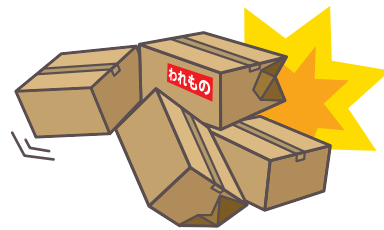
現場でのトラブルの回避 (契約にない附帯業務の防止等)



過労運転等のコンプライアンス違反の防止



事故等が起こった場合の契約内容の確認



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。
 ※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第12条）
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第24条）

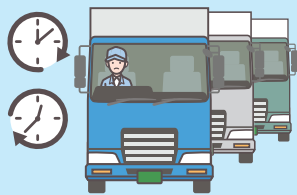


※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、トラック事業者以外のもの」を指します。
 ※元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。
 ※下請構造の中にある貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付（第24条）が必要です。

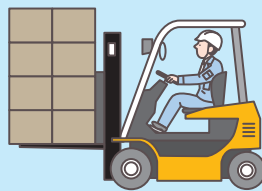
● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③ その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④ 契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面を交付した年月日

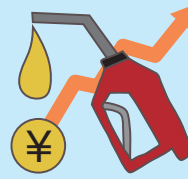
個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



待機時間料 (30分～)



積込料・取卸料



燃料サーチャージ



有料道路利用料 など

● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
- ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
<p>差出人: *****@***.co.jp 送信日時: 2025年4月1日 火曜日 10:57 宛先: xxxxxx@xxx.co.jp 件名: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p><input type="checkbox"/> 〇〇運輸 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等: 冷凍車1両、貨切距離制 積込: 4/5 12時 (〇〇食品 A工場) 取卸: 4/5 15時 (△△商店) 積込作業の委託: 有、30分程度 取卸作業の委託: 有、30分程度 附帯業務の内容: 15時30分～16時30分、倉庫内における 検品・梱入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託: 無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料 (税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円、 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料: 3,000円 消費税込 6,000円 合計: 70,000円</p> <p>支払方法: R7.4.4 銀行振込</p> <p>〇〇食品㈱ 〇〇課 国土 花子 〒***** 栃木県〇〇市〇〇1-1-1 TEL: 028-111-**** / FAX: 028-222-**** E-MAIL: *****@***.co.jp</p>	<p>差出人: xxxxxx@xxx.co.jp 送信日時: 2025年4月1日 火曜日 13:25 宛先: *****@***.co.jp 件名: RE: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p>〇〇食品㈱ 国土さま</p> <p>メールにて依頼のありました下記の件了解しました。(※)</p> <p><input type="checkbox"/> 〇〇運輸 <input type="checkbox"/> 〇〇課 運輸 一部 〒***** 栃木県〇〇市〇〇2-2-2 Tel: 028-333-xxxx / Fax: 028-444-xxxx</p> <p>-----Original Message----- 差出人: *****@***.co.jp 送信日時: 2025年4月1日 火曜日 10:57 宛先: xxxxxx@xxx.co.jp 件名: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p><input type="checkbox"/> 〇〇運輸 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等: 冷凍車1両、貨切距離制 品名: 冷凍食品1トン (10パレット) 積込: 4/5 12時 (〇〇食品 A工場) 取卸: 4/5 15時 (△△商店) 積込作業の委託: 有、30分程度 取卸作業の委託: 有、30分程度 附帯業務の内容: 15時30分～16時30分、倉庫内における 検品・梱入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託: 無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料 (税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円、 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料: 3,000円 消費税込 6,000円 合計: 70,000円</p> <p>支払方法: R7.4.4 銀行振込</p> <p>〇〇食品㈱ 〇〇課 国土 花子 〒***** 栃木県〇〇市〇〇1-1-1 TEL: 028-111-**** / FAX: 028-222-**** E-MAIL: *****@***.co.jp</p>

(※) トラック事業者から真荷主に対してメールを送信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。